11　法第十四条第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子メールを送信する方法であって、熱供給を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二　当該熱供給事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第七項、第八項本文、第九項本文又は前項本文に規定する事項（以下この条において「説明時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて熱供給を受けようとする者の閲覧に供する方法（熱供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合にあっては、当該ファイルに記録された説明時交付事項を電気通信回線を通じて熱供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であって、当該ファイルに記録された説明時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）

三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明時交付事項を記録したものを交付する方法

12　熱供給事業者等は、法第十四条第三項の規定により、前項各号に掲げる方法により説明時交付事項を提供した場合においても、熱供給を受けようとする者からの求めがあったときは、その者に対し、説明時交付事項を記載した書面を交付するよう努めなければならない。

（書面の交付）

第四条　法第十五条第一項の経済産業省令で定める場合は、熱供給事業者が既に締結されている熱供給契約を変更した場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該熱供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をした場合に限る。）であって、同項の書面を交付しないことについて熱供給を受けようとする者の承諾を得ている場合とする。

2　法第十五条第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該熱供給事業者の登録番号

二　当該契約媒介業者等が当該熱供給契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、その旨

三　前条第一項第三号から第二十七号まで（第五号を除く。）に掲げる事項（熱供給事業者が契約媒介業者等の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合にあっては、同項第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯を除く。）

3　熱供給事業者が既に締結されている熱供給契約を更新した場合における法第十五条第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、前条第一項第十五号に掲げる事項とする。ただし、法第十五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに前条第一項第十五号に掲げる事項のみを記載した書面を交付することについて熱供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4　熱供給事業者が既に締結されている熱供給契約を変更した場合（第一項に規定する場合を除く。）における法第十五条第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち当該変更したものとする。ただし、法第十五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第二項各号に掲げる事項のうち当該変更したもののみを記載した書面を交付することについて熱供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

5　法第十五条第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子メールを送信する方法であって、熱供給を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二　当該熱供給事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第十五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第二項各号に掲げる事項又は第三項本文若しくは前項本文に規定する事項（以下この条において「契約締結時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて熱供給を受けようとする者の閲覧に供する方法（熱供給を受けようとする者が当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を電気通信回線を通じて熱供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であって、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）

三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法

6　熱供給事業者等は、法第十五条第二項の規定により、前項各号に掲げる方法により契約締結時交付事項を提供した場合においても、熱供給を受けようとする者からの求めがあったときは、その者に対し、契約締結時交付事項を記載した書面を交付するよう努めなければならない。

附　則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

様式第1（第2条関係）

熱供給事業登録申請書

年　月　日

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　印

殿

熱供給事業法第3条の規定により、熱供給事業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

主たる営業所	名称						
	所在地						
その他の営業所	名称						
	所在地						
熱供給施設	設置の場所（都道府県及び郡市区町村名、字番地を記載すること。）			種類	能力		
						温水等の温度	温水等の圧力
				内径			
		設置の場所	区間				
			経過地				
		輸送導管					

ボイラー
ヒートポンプ
熱交換器（他の者から供給される温水、蒸気等を使用するものに限る。）
冷凍設備（冷却用のみに使用されるものに限る。）
温水又は冷水の貯水槽